

生徒心得[校外生活]

1 通学

通学に際しては、常に交通規則をよく守り、安全に十分気を付ける。

(1) 歩行者

- ① 歩道を歩き交差点では信号に従って正しく横断歩道を通行する。
- ② 校舎前の取り付け道路は歩道を歩き、一般車両に十分注意する。

(2) 自転車の利用

- ① 自転車通学は事前に届出て許可を受け、使用する自転車には学校所定のラベルを添付する。
- ② ブレーキやライト等の点検を怠らず、自転車置き場では必ず施錠し、整然と並べる。
- ③ 通行は道路の左側路側帯または歩道を通り、二人乗りや平行走行は絶対にしない。
- ④ 使用期限は4月から11月までとするが、天候や道路状況等で期間の延長もありえる。
- ⑤ 万が一の転倒時に頭部を守る観点から、ヘルメットの着用を推奨する。

(3) 列車・地下鉄・バスの利用

- ① 待合室や車内では、本校生としての品位を失うことのないようにする。
- ② 乗車は整然かつ迅速に行い、他の乗客の迷惑にならないように心がける。
- ③ 駅員や乗務員の指示には素直に従い、安全運行に協力する。
- ④ 定期券の不正使用は絶対にしない。
- ⑤ バスなどで降車の際は「ありがとうございました」の挨拶を心がける。

(4) 自家用車の送迎

- ① 保護者が運転する以外の車両での送迎は禁止する。
- ② 校地内への送迎車の乗り入れは禁止する。特別な事情で送迎が必要な場合は、担任に許可証の発行を依頼すること。

2 外出、外泊、旅行等

- (1) 外出するときは保護者に行き先・帰宅時間を告げて外出する。
- (2) 夜間の外出は出来るだけ避け、外出した場合も午後9時までには帰宅する。
- (3) 外泊は原則として禁止する。やむを得ない場合は、保護者がお互いに連絡を取り了解を受ける。
- (4) 登山・キャンプ・海水浴・旅行等の場合は、保護者またはそれに代わる引率者を必要とし、事前に計画書を添えて学校に届出て許可を得る。
- (5) 上記の場合、身分証明書と許可証を必ず携帯する。

3 出入り禁止の場所

高校生として教育上好ましくない下記の場所への出入りを禁止する。

- (1) パチンコ・麻雀荘・競馬場などの遊戯施設
- (2) 深夜喫茶、成人映画、ビデオ上映の映画館など
- (3) 酒類を提供する飲食店、雰囲気のおましくない喫茶店など
- (4) その他、法律や条令等で未成年者の出入りを禁止している場所。

4 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者の責任の下に学校に届出を行う。
- (3) アルバイトを行う際は、次の条件を満たした場合に限る。
 - ① 家庭経済上必要と思われる場合。
 - ② 学業に支障がないこと。
 - ③ 危険を伴う恐れのないこと。
 - ④ 風紀上問題のないこと。
 - ⑤ 午後9時に帰宅できることとする。
 - ⑥ 業務が酒類を提供する飲食店や、風俗営業等でないこと。

5 対外行事参加、団体の所属

- (1) 部活動以外のスポーツ大会・文化的行事への参加は、事前に保護者が学校に届出て許可を得る。

なお、次の場合が予想されるときは参加を禁止する。

 - ① 危険が予想されるもの。
 - ② 学業に支障をきたすもの。
 - ③ 不健全な行事（反社会的な行事）
- (2) 外部の団体に属し、また、その団体の行事に参加するときは、事前に保護者が学校に届出て許可を得る。

6 車輛の運転取得および運転の禁止

- (1) 在学期間中の車およびバイクの運転免許取得は、家庭学習期間からとする。ただし、就職内定後必要な場合は、冬休み開始日より考慮する。
- (2) バイク等の無免許運転は絶対にしない。
- (3) 友人や知人の車およびバイクなどへの同乗や、ヒッチハイクなどをしない。